

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

一部負担金の割合が変更になる人に新しい被保険者証を送付します

医療機関にかかるときの一部負担金の割合(1割又は3割)は、7月までは従来の老人保健制度と同様に、同一世帯の被保険者と70歳以上の人の所得や収入で判定していましたが、8月からは同一世帯の被保険者の所得や収入で判定します。

8月1日から平成21年7月31日までの一部負担金の割合は、平成19年中の所得や収入で判定し、次の①②に該当する人に新しい被保険者証を7月22日に発送していますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。古い被保険者証は使用できませんので、市役所市民課又は各支所地域振興課にお返してください。

①一部負担金の割合が変更になる人

②現在、被保険者証の一部負担金の割合欄に『3割。ただし平成20年7月31日までは、自己負担限度額「一般」適用』の記載のある人

なお、①②に該当しない人は、引き続き、今までお持ちの被保険者証で受診できます。(世帯の状況に異動があったり、所得の更正等が行われたときは、一部負担金の割合が随時変更されることがあります。)

医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円]※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人(住民税課税所得145万円以上でも収入が次の金額に満たない人は、市役所に申請することにより「一般」の区分となります) ※対象となる可能性がある人には申請書を送付しています。 ○同一世帯に被保険者が一人の場合…収入が383万円 ○同一世帯に被保険者が複数いる場合…被保険者全員の収入合計が520万円
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」以外の人
低所得	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円]※2	世帯員全員が住民税非課税 「低所得Ⅰ」以外の人
			15,000円	100円	世帯員全員が住民税非課税 ○各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人 ○老齢福祉年金の受給者

※1 []内は過去12か月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 []内は過去12か月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

(注) 制度改正に伴う経過措置(平成20年8月1日から平成22年7月31日まで)…現役並み所得者(同一世帯に被保険者が一人の場合で、かつ70歳以上75歳未満の人がいる場合に限る)のうち、収入383万円以上の被保険者で、同一世帯の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満の場合は、市役所市民課又は各支所地域振興課に申請することで一部負担金の割合は「3割」ですが、自己負担限度額は「一般」の区分となります。

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税(表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が表の世帯単位欄の限度額となり、入院時の食事代も減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる可能性がある人には、申請書を送付しています。世帯員全員が住民税非課税の人で認定証をお持ちでない場合は、入院の際に市役所市民課又は各支所地域振興課に申請してください。

■問い合わせ先 市役所市民課(後期高齢者医療担当) ☎ 672 - 6120

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局資格給付課 ☎ 078 - 326 - 2648

※7月号で下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

保険料の計算方法 ②均等割額

[正] 43,924円

[誤] 43,942円

問い合わせ先

[正] 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局

[誤] 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局

☎ 078 - 326 - 2021 (保険料に関すること)

☎ 079 - 326 - 2021 (保険料に関すること)